

道路沿いの樹木の 剪定・伐採などの適正管理 をお願いいたします！



夏に向け、村内の木々や草花も勢いよく成長していきます。それにより、道路や歩道にはみ出た立木等の枝が通行の妨げや、カーブミラーの視界を遮るなど、安全上の支障となっている場所があります。

また、枝の張り出しや倒木が原因で車両や歩行者に事故が発生した場合、道路や歩道に隣接する土地の所有者が責任を問われることがあります。通行及び防犯上の安全を確保し、倒木などによる事故発生を未然に防止するため、ご家庭の樹木の剪定や伐採をお願いいたします。

※やむを得ない理由等で適正な管理がなされず、安全の確保に支障を来す立木等について、下記のとおり剪定・伐採を実施しますので、ご理解をお願いいたします。

- ① 実施日 令和8年7月16日(木)
- ② 実施内容 車道、歩道及びカーブミラーにはみ出た立木等の剪定・伐採
- ③ 実施主体 湯川村交通対策協議会、会津坂下地区交通安全協会湯川分会
- ④ その他 剪定・伐採を望まない場合は、7月9日(木)までに担当へご連絡ください。

【事務担当:総務課総務係 TEL 0241-27-8800】